

## 圏域保健医療福祉推進会議の運用について 新旧対照表（令和4年4月1日改正）

新	旧
<p>圏域保健医療福祉推進会議の運用について</p> <p>2 会議の所掌事務について（第3条関係）</p> <p>(1) 会議の議題については、保健・医療・福祉施策を展開する上で各圏域が抱える問題点等を議題とすることが考えられるが、現段階で考えられる事項としては以下のものがある。</p> <p>ア 第3条(1)に掲げるものとしては、<u>健康日本21あいち新計画</u>の推進、保健所の主要事業についての意見聴取に関すること等</p> <p>イ 同条(2)に掲げるものとしては、愛知県地域保健医療計画の推進状況、救急医療対策、へき地医療対策、地域がん診療拠点病院の指定、地域周産期母子医療センターの認定等（<u>病床整備計画</u>に関する事を除く。）</p> <p>ウ 同条(3)に掲げるものとしては、<u>あいち福祉保健医療ビジョン</u>の推進状況、介護保険施設の整備、障害者福祉施設の整備等</p> <p>(2) (1)のほか、例えば、感染症対策における社会福祉施設と医療機関の連携、災害や細菌テロ等の健康危機管理に関する保健医療施設及び社会福祉施設への情報提供等、その都度必要な対応について地域事情を考慮しながら検討し、保健・医療・福祉の連携を進めるものとする。</p>	<p>圏域保健医療福祉推進会議の運用について</p> <p>2 会議の所掌事務について（第3条関係）</p> <p>(1) 会議の議題については、保健・医療・福祉施策を展開する上で各圏域が抱える問題点等を議題とすることが考えられるが、現段階で考えられる事項としては以下のものがある。</p> <p>ア 第3条(1)に掲げるものとしては、<u>健康日本21あいち計画</u>の推進、保健所の主要事業についての意見聴取に関すること等</p> <p>イ 同条(2)に掲げるものとしては、愛知県地域保健医療計画の推進状況、救急医療対策、へき地医療対策、地域がん診療拠点病院の指定、地域周産期母子医療センターの認定等</p> <p>ウ 同条(3)に掲げるものとしては、<u>健康福祉ビジョン</u>の推進状況、介護保険施設の整備、障害者福祉施設の整備等</p> <p>(2) (1)のほか、例えば、感染症対策における社会福祉施設と医療機関の連携、災害や細菌テロ等の健康危機管理に関する保健医療施設及び社会福祉施設への情報提供等、その都度必要な対応について地域事情を考慮しながら検討し、保健・医療・福祉の連携を進めるものとする。</p>